別紙１－１

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※　　第　　号

氏　　名　GACH Evan Tyler

論　文　題　目

The Evolving Conception of Climate Change: The Growth of Climate Justice and the Role of Transnational ENGO Networks

（気候変動概念の進展：気候正義の台頭と国際環境 NGO ネットワークの役割）

論文審査担当者

主　査	名古屋大学大学院環境学研究科	教　授	野村　康
副　査	名古屋大学大学院環境学研究科	教　授	内記　香子
副　査	名古屋大学大学院環境学研究科	教　授	山田　高敬
副　査	名古屋大学大学院環境学研究科	准教授	増沢　陽子
副　査	名古屋大学大学院環境学研究科	准教授	赤渕　芳宏
副　査	東京大学未来ビジョン研究センター	教　授	高村　ゆかり

別紙１－２

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、国際的な気候政策において「気候正義」の観点が強調されるようになった過程に着目し、その変化の詳細と、国際環境 NGO が果たした役割を明らかにしたものである。理論的には「規範ライフサイクル論」と「フレーミング論」に依拠し、気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）における各国の議論および、UNFCCC プロセス最大の NGO である Climate Action Network International（CAN）に焦点をあてて考察を進めている。手法としては、[a] 国際会議における各国の公的発言の内容分析と、[b] NGO の出版物の内容分析、[c] NGO スタッフ等に対する半構造化インタビューを通じ、量的・質的データを収集している。

本論文は 6 章で構成されている。第 1 章では本論文における主要な主体や中心的概念が整理され、本論文の問いと学術的貢献が示されている。第 2 章では上記理論がレビューされるとともに、先行研究や主要政策文書等から気候正義を構成する 9 つの原則が同定され、分析枠組みとして手法とともに提示されている。

第 3 章では、上記[a][c]を用いて、気候正義の 9 原則のうち 6 つがコペンハーゲンで行われた COP15（2009 年）以降、UNFCCC の議論において広く見られるようになり、パリ協定で制度化されたことが確認された。また、これは理論的に、規範支持が多くの主要国に拡大する「規範カスケード」と呼ばれる段階（規範ライフサイクルの第二段階）に当たることが議論され、まず途上国政府がこの規範を推進し、先進国政府がそれに続いたという流れも詳らかにされた。一方で、残りの 3 つの原則については広がりが見られず、そのうちの一つである「歴史的責任」に至っては言及が減ったことも明らかにされている。

第 4 章では、上記[b][c]を用いて CAN のアドボカシーを分析し、同じ 6 つの原則が CAN に受容されていることが示された。しかし同時に、CAN の気候正義フレームの導入は UNFCCC 締約国政府のそれよりも遅いことも明らかにされた。すなわち、NGO はしばしば、規範ライフサイクルの最も早い段階で規範を提唱する「規範起業家」の役割を果たすと考えられているものの、今回の CAN に関してはむしろ政府の後追いであったという知見が見出されている。

第 5 章ではその理由が、CAN の 2 つの組織的特性―UNFCCC プロセスのインサイダーとしてのアイデンティティとコンセンサス型の意思決定過程―にあることが、[c]のデータとフレーミング論を通じて論証された。すなわち CAN は前者により、UNFCCC 締約国間で主流となっている議論に反する考え方を訴えることができず、また後者により、気候正義を重視するメンバーがいても先進国の大規模な環境 NGO（とその支持者）の同意を得られないため、規範起業家としての役割を務めることができなかった。対照的に、主流派に対抗するアイデンティティを持ち、より柔軟な意思決定メカニズムを有する Climate Justice Now!（CJN）のような NGO が途上国の政府等と協働し、規範起業家として成果を挙げたことも指摘されている。

第 6 章では全体を取りまとめ、本稿の問いに対する答えと限界、将来的な研究課題が示された。本稿の問いは、国際的な気候政策における気候正義の台頭がどのようなものであり、NGO はそれにどういった役割を果たしたのか、またそれは規範起業家の観点からみてどのようなものだったのか、というものであった。それに対し、第 3 章の分析から気候正義は規範ライフサイクルの第二段階まで進んでいるものの全体的・包括的な受容ではなかったことを示した上で、第 4 章・第 5 章で得られた知見から、UNFCCC プロセスの代表的な NGO である CAN が規範起業家ではなかったこと、その理由としては CAN の組織的な要因が大きかったことを示した。

本研究には限界もある。例えば、本研究のテーマを一層深く考えるためには、途上国内で CJN 等の NGO や政府が、どのように気候正義の規範を導入し推進するようになったのか、インタビューなどを通じて考察することが望まれる。

しかしながら先行研究においては、気候正義が強調されるようになったこと自体は指摘されてきたものの、国際レベルにおけるその動態を UNFCCC 締約国政府や主要 NGO の議論を包括的に検討して詳らかにしたものはないことから、本論文が環境政策研究の推進に資するところは大きい。また、NGO 等の政治的主体が規範起業家になる上での制約要因を明らかにしたものも見当たらないことから、組織的な要素の重要性という本論文が見出した知見は今後の研究に役立つものである。そうしたことから本論文には意義があり、上記の様な限界は問題点というよりも、将来的な研究課題とすることが妥当である。

以上のように本論文は、気候変動概念や国際環境 NGO・規範起業家の研究に資する知見を獲得し、学術上、寄与することが大きい。よって、本論文の提出者、GACH Evan Tyler 氏は博士（環境学）の学位を授与される資格があるものと判定した。